

裁判員等経験者の意見交換会議事録

司会者：最初にこの意見交換会の趣旨を御説明させていただきます。

平成21年5月に裁判員制度が始まりまして、今年の5月で10年が経過しました。神戸地裁でも多くの方々に裁判員、または補充裁判員として裁判に参加していただきました。裁判員、あるいは補充裁判員の皆様には、裁判の終了直後やアンケートなどでも御意見を伺っておりますが、裁判員裁判を経験されてしばらくたったというこの時点で改めて裁判員としての経験を振り返っていただき、率直な御意見、御感想をお聞かせいただければとこのように思っております。

伺った御意見などは、今後の裁判員裁判の運用に生かして、今後ともより一層わかりやすく充実した裁判員裁判につなげていきたいと考えております。

本日、この意見交換会に6人の裁判員等経験者の方に御参加いただいております。経験者の皆様には、裁判員としての重い役割を果たしていただいた上、さらにこのような会に参加していただきまして、本当にありがとうございます。本日は、率直な厳しい御意見も含めて、どうぞ積極的に御感想を述べていただければと考えております。

それから本日は、裁判官、検察官、弁護士、それぞれ一名ずつこの会に参加しております。この会で皆さんの御意見を伺って今後に生かしたいという趣旨での出席でございます。この三方には、また適宜質問等をしていただくこととなります。

また、本日は報道関係の皆様にも御参加いただいております。報道を通じて、裁判員等経験者の皆様の生の声をお伝えいただけるように期待しております。

それでは、皆様の活発な御意見をお願いしたいと思いますが、早速意見交換会ということで、本題に入っていきますけれども、今回の裁判員等経験者は6人いらっしゃいます。多分、実際の裁判のときもそうだったと思うんですけれども、お名前では呼ばずに、1番さんとか2番さん、そういう形で呼ばさせて

いただきます。

これから、皆様が御担当いただいた事件を簡単に御紹介するのと合わせて、選ばれたときの感想とか、終わってみての感想というものを簡単にまずお話しただければとこのように考えております。

まず、1番さんは担当されたのが、路上で女性にわいせつな行為をしようとしてけがを負わせたという強制わいせつ致傷1件の事案でした。

まず、選ばれたときの感想、そして終わってみての感想、お話しいただけますでしょうか。

裁判員等経験者1：まず、書面が届いたときには、もう本当に不安な気持ち、内容がまずわからないのと、そこがもう率直な感想です。終わっての感想といいますと、やはり、やってみて良かったというのが、貴重な経験で、勉強になったなというところでございます。

司会者：ありがとうございます。

次に2番さんですけれども、2番さんは、路上で高齢の女性に暴行を加えて手提げかばんを奪ってけがをさせたという強盗致傷の事件でした。1番さんも同様だったんですけれども、公訴事実特に争いがなくて量刑が中心だったようですね。この事件で選ばれたときの感想、そして終わってみての感想をよろしくお願いします。

裁判員等経験者2：選ばれたときの感想は、裁判員制度があるというのは知っていたんですけれども、まさか自分が選ばれるという、今まで全く考えたこともないことだったので、正直びっくりしまして、これもいい経験だということでやらせていただきました。で、終わってからの感想は、今まで私は法を犯したことはないんですけれども、あの法廷の場で、被告人があそこまで周りからうやいやいと、過去にさかのぼっての事件に関係ないことまでも根掘り葉掘り調べられる姿を見て、日々の生活の中でも自分も襟を正して生活していかなきゃいけないと改めてしみじみ思いました。

司会者：ありがとうございました。

次は、3番さんです。3番さんは、保険金をだまし取ろうとして、住居に放火したという現住建造物等放火や、その他にも幾つかの事件と一緒に審理された事件でした。で、被告人が放火を共謀したのかということが争われたということになります。では、3番さん、選ばれたときのお気持ちとそれから終わっての感想をよろしくお願いします。

裁判員等経験者3：書類が来たときはすごくうれしくて、裁判員制度が始まったときからもうやりたくて、参加したくて、で、やっと来たので、もうすぐに返事を出して。で、やって終わってからは、ちょっとやっぱり怖かったという印象ですかね。

司会者：どのあたりが怖かったのか教えていただけますか。

裁判員等経験者3：やっぱり、人の量刑を決めるということの重さというのをすごく感じました。

司会者：ありがとうございます。

では次は、4番さんです。路上で女性に強制わいせつをしてけがを負わせた強制わいせつ致傷、それから民家に干してあった下着を取ろうとして捕まりそうになったことから被害者に暴行を加えてけがを負わせた、これは強盗致傷ということで、このような事件と一緒に審理された事件を担当していただきました。こちらも公訴事実には争いはなくて、量刑が中心だったというふうに伺っております。じゃあ、4番さんが選ばれたときの感想、そして終わっての感想をよろしくお願いします。

裁判員等経験者4：まず、選ばれるとは全く思ってなかったので、書類が来たときも、とりあえず返せばいいかぐらいにしか思っていませんでした。ただ、当日になって、経験のためにこれはぜひ選ばれたいと私は思いました。で、選ばれて、内心、ちょっと喜んだような状態でした。終わってみてなんですが、いい経験になったなど、それから、2番さんがおっしゃられたように、犯罪の抑止力になるんだろうなと思いました。で、もう3か月たったんですけど、今思うと、事件が頭から離れないんです。ですので、やってみてどうかなという気

持ちに今はなっています。

司会者：ありがとうございます。

では今度5番さんですが、5番さんは、交際相手の女性を殺害しようとして包丁で刺したという殺人未遂の事件を担当していただきました。こちら公訴事実には争いはないということで、量刑を中心に検討されたというふうに伺っております。では、5番さんが選ばれたときの感想、そして、その終わった後の感想、よろしくお願いします。

裁判員等経験者5：私が当たったとき、書類が届いたのは、確率としてあるのかなと考えたんですけど、その中で裁判員として選ばれるということだったので、それはもう選ばれないだろうと思っていたんです。選ばれたことによって、ただただ驚きと、その後の不安があったので、どうしようかなと考えたところなんですけれども、終わってみて、今、いろんな方もおっしゃっているんですけれども、非常に貴重な体験をさせてもらえたなど。裁判に来ることもなかなかそんなことないので、非常に良かったかなと私は考えています。

司会者：ありがとうございます。

では、6番さんです。6番さんは、自宅で介護していた夫の首を絞めて殺害したという殺人の事件を御担当いただきました。こちら公訴事実には争いはなく、量刑が中心だったというふうに伺っております。では6番さん、選ばれたときのお気持ちと、それから終わってからの気持ちを話していただけますでしょうか。

裁判員等経験者6：11月に抽選で当たって、封書が来たときは社会からの要請があったからこそ、やらないといけないなという気持ちがあったんで、特に、家族や周りにも相談せず、会社のほうにはすぐ連絡はしたんですけど、すごい協力的に、おまえじゃあ行って来いということで、じゃあ、やってみようという気持ちでやりました。裁判が終わってからは、証言台で被告人がしゃべっている姿、1日目のときと、最後の求刑するときの3日目のときの反応というのが、微妙に違うなというのを感じたので、そこはやっぱり人間やから何でも

疑うというわけじゃないですけど、もしかしたらうそついているのかなとか、ここは本当のことを言っているなというのは、現場で見て実感しました。そういうことが経験できたので、いいものだったと思います。

司会者：もともとは余りやりたいたいと思わなかったけれども、やってみたら良かったという方と、もともとやってみたいというお気持ちもあって、やってみたらちょっと思ったより責任が重かったかなという、そんなような御感想もあつたようですけれども、それぞれいろんな御感想をいただきました。

それでは、選ばれた後の話に進んでいきたいんですけども、選ばれてから実際に法廷の審理が始まるまで、これはすぐ始まったのか何日か空いてたのかというのは、御記憶、ざっとで結構なんですけれども、1番さんは何日か間空きましたですか。

裁判員等経験者 1：もう翌日から審理が始まりました。

司会者：すぐ始まって、差し支えがあつたとかなかったとか、そういうことはございますか。いきなり始まってしまったことについては。

裁判員等経験者 1：それは、日程がありましたので、私自身はパートなんですけれども、一人で勤務する仕事なので多少支障があるかなと思って行きましたけれども、初日含めて4日程度でございましたので、そこは、言葉悪いですけど、現場の仕事のやりくりをしていただきました。

司会者：そのあたり、周りの方の御協力は得られたということで良かったということですか。

裁判員等経験者 1：会社含めてそうです。

司会者：2番さんは、選ばれてから実際裁判始まるまでどのぐらい間がありましたか。

裁判員等経験者 2：十分、勤め先にも報告する時間もありましたし、特に全く困ったことはありませんでした。

司会者：その会社のほうも協力的にやってくださったんですね。

裁判員等経験者 2：はい。

司会者：ちなみに会社のほうには、裁判所から送らせていただいた会社あての一枚紙があったと思いますが、ああいうのは使われましたでしょうか。

裁判員等経験者 2：はい、使いました。

司会者：1番さんも使われましたでしょうか。

裁判員等経験者 1：そのコピーをつけて、私は、前職の仕事柄、そういう総務の仕事をしていましたので、書面を作って、事細かく書いて、会社のほうには出しました。

司会者：3番さんは、選ばれてから実際裁判始まるまで、どのくらい間がありましたか。

裁判員等経験者 3：専業主婦なので、特に何もなく、スムーズに。家族にも話しました。

司会者：それで、行って来いという感じでしたか。

裁判員等経験者 3：はい。

司会者：もともと行きたいって言ってて、10年来の希望がかなったというところでございますね。

裁判員等経験者 3：はい。

司会者：4番さんは、選ばれてから始まるまでの期間というのは間がありましたでしょうか。

裁判員等経験者 4：選ばれてから始まるのが翌日でした。仕事は、一か月前からこういうふうになるかもしれないということで、段取りは組んでいました。組んでいたのでもうまくいったんですが、これ選ばれなかったときに、どうなったんだろうなというのは、ちょっと後から考えました。

司会者：一応、六、七週間ぐらい前に、この日に選任がありますのでおいでください、で、その日、選任の日に当たった場合にはもうここから裁判ですよという情報は行ってはいるわけですがけれども、一応、段取りはしていただいて、ただ、それが外れてしまったときに、ちょっと後が困ったなという感じでしたですよ。

5番さんは、選ばれてから実際裁判始まるまで、間がありましたでしょうか。

裁判員等経験者 5：私も始まるのが翌日だったと思います。で、職場のほうにも先ほどおっしゃられていたように、当たった場合のケースを想定して伝えていたので、それでスムーズには行ったんですけども、確かに当たっていなかったら、翌日仕事復帰して、仕事をしていただろうなどは考えます。

司会者：6番さんは、選ばれてから実際始まるまで、間がありましたでしょうか。

裁判員等経験者 6：同じく翌日からでしたけれど、裁判の際に選ばれたら3日間ということで、それは事前に封書で来ていたので、事前に準備できて、会社のほうにも報告できたんで、滞りなくやらせていただきました。

司会者：あと、審理の日程の組み方、始まってから終わるまでの期間が長い方、短い方、いらっしゃったと思うんですけども、その日程は、それで良かったのか、それとももう少しこういうところを工夫してほしかったというのがあるかどうかというのをちょっと伺ってみたいと思いますけれども、1番さん、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 1：内容は争ってない、量刑だけの審理でしたので、その初めての経験で、長いか短いかというのは一般的には答えにくいんですが、経験上、日程は十分やったと思います。

司会者：一日の審理の長さという点ではどうでしょうか。

裁判員等経験者 1：特に長くも感じませんでした。

司会者：2番さんは、その審理の全体の長さとか、一日の時間とか、そのあたりどうでしたでしょうか。

裁判員等経験者 2：1番さんと同様に適正やったと思います。何を基準に長いか短いかというのわからないんですけども、私自身、何の苦痛も何もなく、時間的にも適正やったと思います。

司会者：3番さん、いかがだったでしょうか。

裁判員等経験者 3：争いというものだったので、被告人質問とか、証人尋問とか、何かすごく長くて、聞いているだけで一日終わって、初日はすごく疲れました。あと、結構、言った、言わないみたいな感じになるので、それでもめたりとかもしていて、評議は精神的に本当にちょっと長くてつらい感じで終わりました。

司会者：共謀したか、しないかという争いがあったので、かなり大変だったということですね。

裁判員等経験者 3：そうです、はい。

司会者：4番さんは、審理全体の長さとか、一日の長さというのはいかがだったでしょうか。

裁判員等経験者 4：私のほうは、審理する、評議するのに時間が足りないと思いました。3日間だったんですけれども、ほとんど話し合いができるのは2日目だけ、3日目に持ち込んでまた話し合いをしていましたので、これは足りないなど。

司会者：5番さんは、どうだったでしょうか。

裁判員等経験者 5：私のほうは5日間ほどあったので、審理としては十分だったかなとは思いますが。ただ他の裁判所と比べると、もっと長いのもあるんだというふうに聞いていたので、その点と比べると、5日間は短いほうだったのかなというふうにも、当たるものによってですけれども、感じました。

司会者：6番さん、いかがだったでしょうか。

裁判員等経験者 6：介護殺人で3日間ということでやったんですけれども、3日目は4番さんと同じくほぼ午前中といってもせいぜい2時間ぐらいで、もうあと求刑の懲役何年とかですか、それもつけるからそれまでに答え出さなあかんといいふうな、もうどういんですかね、自転車操業みたいな状態やったんで、もうちょっと、わいせつ、保険金の放火、強盗致傷、今回僕の殺人とか、この6人の中でみんなそれぞれ違う事件、いろんなのあるんですけど、いろんな事件の事柄に対して、もうちょっと審理の日程とかを細かくガイドラインを作っ

たほうがいいんじゃないかなというのは、思いました。

それを、ただじゃあ、そういうのがないから、裁判所の人らだけで作ってくださいというんじゃなくて、国民全体でみんな意見出して、じゃあ専門家の人作ってください、じゃあこれやってくださいという人に振るんじゃなくて、みんな全体で意見出して考えて、アンケートなり何なりそういうのやって、新しく裁判員裁判の実際の現場の細かいケースとか、その審理の話の今回の時間のこととか、そういう細かいガイドラインのルールをもっと作って如果能したら、被告人や被害者のほうもそんな時間かからず裁判もできるようになるかもしれないし、というのは感じました。だから、もっとみんなで話し合っ、この限られた人らだけで話すんじゃなくて、もっと国民全体でみんなで話し合えるような環境ができたらいいなというのは思いましたね。

司会者：それでは、さらに手続は進みまして、実際の裁判の審理のほうに入ってくるんですけども、皆さんが最初に法廷に入って、被告人に対して人定質問というのをした後に、検察官が起訴状の公訴事実などを読み上げ、そして罪状認否があった後に、冒頭陳述という手続があったと思います。

検察官や弁護人がこれからどういう事実を証明していきますと、どういうところに注意してくださいというような話をしたと思うんですけども、この冒頭陳述というものがわかりやすかったのか、それとも、もう少し工夫をしてほしかったか、そのあたりの御感想をいただきたいと思います。検察官、被告人、それぞれがやっていると思うんですけども、どちらか一方でも結構ですし、両方に向けてでも結構ですので、よろしくをお願いします。

裁判員等経験者 1：もう少し平たい表現も裁判員裁判ではしていただければなという気持ちではいたんですけども、内容は必ずその事前にお聞きしていただいたので、その点では理解はできていたつもりです。

司会者：もうちょっと表現とか工夫してほしかった、これは、検察官、被告人両方でしょうか。

裁判員等経験者 1：両方でございますね。

裁判員等経験者 2：特に何にも感じたことはないんですけど、ただ、当時の記憶をよみがえらせると、被告人が示談をしたということもあって、弁護人の意見が非常に弱かったというのを覚えております。

検察側と弁護人のパワーバランスが、ほぼほぼ私のときには8対2ぐらいで、もう検察のほうが強くて、それぐらいしか記憶にないですね。

司会者：事実に争いがなくて、弁護人としては執行猶予をという、そういうことだったんですかね。

裁判員等経験者 2：はい。

司会者：次、3番さんですが、争いがあった事件ということで、冒頭陳述も結構長かったでしょうか、どうでしょうか。

裁判員等経験者 3：ものすごく長かったです。一日がかりな感じ。

司会者：冒頭陳述って、最初の検察官のこれからこういうことを証明していきますという、それはどうだったですか、長かったですか。

裁判員等経験者 3：言葉自体はわかりやすかったですし、ざっくりな感じはわかりました、最初に。

司会者：どういうところが問題なのかなというのはわかったということによろしいですかね。

裁判員等経験者 3：はい。

司会者：弁護人のほうのは、どうでしたでしょうか。

裁判員等経験者 3：さっきも言ったんですけど、言葉はわかりやすく説明はされていると思うんですけど、少し早口だったりとかっていうのがあって、何かちよっとわかりにくかったりとかっていうこともあります。

司会者：それは、法廷に入って最初のころですよ。そういう緊張感というのもあったでしょうか。それは関係ないことですか。

裁判員等経験者 3：はい。

司会者：事件が難しくてということですかね。

裁判員等経験者 3：そうですね。

司会者：わかりました。

4番さんは、検察官や弁護人の冒頭陳述は、わかりやすかったですか。

裁判員等経験者4：検察官の方のプレゼンというか、すごくうまくて、評議している中でもよく話が出たんですけれども、結構そちらのほうに流されたなというぐらいうまくて。で、逆に弁護人の方は、淡々とされていて、本当に弁護されているんだろうかというぐらい、余り印象に残らなかったという感じでしたね。

司会者：今お伺いしているのは、冒頭陳述のほうなんですけれども、そのときからそうだったということですか。

裁判員等経験者4：はい、そうですね。

司会者：では、5番さんは、検察官の冒頭陳述とか、弁護人のほうはいかがでしたでしょうか。

裁判員等経験者5：私もちょっと、先ほどから聞いていて驚きなんですけれども、まさに検察官の方の冒頭陳述とかが非常にうまくてと思います。それに対して、弁護人のほうは、余り何かおっしゃられていてもちょっとぼそぼそと言っている形で、つくられた資料も余り、わかりにくいなというふうなことは、もう周りの裁判員もおっしゃっていました。で、作る人によって、違いはあると思うんですけれども、ちょっと偏りが大き過ぎないかなというふうなことは感じました。

司会者：6番さんはいかがでしょうか。

裁判員等経験者6：結構、わかりやすくて、一般人の私たち民間の人たちが話聞いていても特にわかりにくいという業界用語の言葉はなかったので、早口以外のことでいえば、大体わかりやすかったです。文書の紙を見ながら話を聞いていたので、とても内容のほうはわかりやすかったですね、私は。

司会者：それでは、証拠調べということで、実際の証拠の書類の読み上げがあったり、あるいは写真が画面に映し出されたり、図面が映し出されたり、こういうことが恐らくは先あって、その後に証人尋問とか被告人質問があったと思

うんですけど、まず証拠の書類について、わかりやすかったかどうかとか、あと分量、多かったとか足りなかったとか、そういうことはありましたでしょうか。

裁判員等経験者 1：特に資料についてはなかったと思うんですけど、被告人の逃走経路に時間を打ってあるんですけど、どうもその証拠の時間のタイムがここ合わへんとかいうふうな、この証拠が果たして正しいタイムを打ってあるのかどうかというところが、ちょっとわかりにくかった記憶がございますので、そういうところが、被告人は犯行を認めていますので、重い要素はなかったんですが、それでもやっぱり、検察側、ちゃんとそういうところを検証した上で出すべきものかなというふうなことはその当時、感じたことですね。

司会者：恐らく検察官のほうで証拠を整理してわかりやすく作ろうと思って作っているんだとは思いますが、実際に御覧になった立場からは、ちょっとその証拠に対しては、わかりづらかったということになったんですね。2番さんは、証拠の書類に関して、何か感想ありますか。

裁判員等経験者 2：いえ、もう十分理解できましたので、多くもなく少なくもなく、ちょうどいいあんばいでみんなが理解できたと思います。

司会者：3番さん、いかがだったでしょうか。

裁判員等経験者 3：争いがあったので、書類が物すごく多い気はしました。他の事件はわからないので、実際にもらった書類は結構な量で、LINEのやりとりとかそういうのもあったので、それが結構な束で。あんまり全部はもう目を通せないぐらいな感じでした。持つてはもちろん帰れないので、その場でしか見れなかったもので、ちょっと全部に目を通すというのは無理な量でした。

司会者：もう少しわかりやすいもので絞ってほしかったというところでしょうかね。

裁判員等経験者 3：そうですね。ある程度はピックアップしてというふうにはなっていたと思うんですけど、それでもちょっとたくさんあって。

司会者：逆にこういう証拠があったら良かったとか、そういうのありましたです

か。検察官が一生懸命証明しようと思って証拠の書類を出しているけど、ちょっとかゆいところに手が届かなかったかなとか、実際、存在しないかもしれませんが、もしこんな証拠があったらもっと良かったのってありましたですかね。

裁判員等経験者 3：結局その決定打みたいなのが、争いだったので、どっちを信じるかという話にもなりますし、検察側と弁護士側と両方で、きつとこつていうところは押しはあったんでしょうけど・・・。

司会者：なかなか難しい事件だったと思ったので、大変だと思いますけれども。じゃあ、4番さんですね。証拠の書類に関して、良かった悪かったとかそういう点ありましたでしょうか。

裁判員等経験者 4：書類に関して良かった悪かったというのはちょっとわかりません。正直なところ、これぐらいしか証拠はないんだなという印象はありました。それは、周りの裁判員の方もおっしゃられていました。事件が事件なだけに余り証拠も出せないのかなというのはありました。

司会者：性犯罪ということもあって証拠は控えめだったという感じがあったのですね。

裁判員等経験者 4：はい。恐らくそうだと思います。

司会者：証拠の読み上げとか、そういうところは大丈夫だったでしょうか。早口だとかそういうのはなかったでしょうか。

裁判員等経験者 4：いや、そういうのはなかったですね。わかりやすかったです。

司会者：では、5番さんですけども、証拠の書類に関して御感想をお願いします。

裁判員等経験者 5：まず、検察官の方の証拠が結構いろいろあって、まさにいろいろ調べてはるんだということは感じました。で、それに対して申し訳ないんですけども、弁護士さんのほうが、余り証拠を持って来ていなくて、証拠に基づいて審理するという流れになっていらっしゃったので、それに対してはちょ

っと余りにも弁護する決め手がないというふうな感じには私はなりました。

司会者：ちょっと話それるんですけども、このときは被告人の方が外国人だったんですよね。通訳が入ったということになりますが、そのあたりでは聞きやすさとか、そういうのありましたですか。

裁判員等経験者 5：そうですね、ちょっと今、確かに言われて思い出したんですけども、日本語で裁判官の方が問いかけて、それを翻訳してつなげてから、またそれを日本語で返してくれるんですけども、それもまた外国語に直したり、二度手間かなというふうな、本人は日本語しゃべれるのに、ちょっとまた確認する作業が2か国語でするので、ちょっと長時間かなというふうな会話が感じられました。

司会者：証拠の書類でもそういう日本語で読んで、外国語があったりとか、そういう話で、ちょっと長くかかりましたですかね。

裁判員等経験者 5：まさにそのとおりです。

司会者：6番さんは、証拠の書類の関係ではいかがだったでしょうか。

裁判員等経験者 6：殺人だったので、その殺害した凶器の順番から撮影されとったんで、比較的普通にわかりやすかったんですけど、審理する前にモノクロ写真で映すということで、こっちの裁判所側のほうの物的証拠の写真見るときは白黒というのはあったんですけど、実際、現場ではカラー写真で映ってまして、そこは裁判員、当時のメンバーの人らで、あれ、全部フルカラーで映ってたねて、みんな言うとったんで、何か手違いあったんかなという話はあったんです。

ただ、鑑識のその写真に写っていた被害者の方の御遺体の写真にしても、どういうんですかね、見る側のほうに関しては最大限、きれいな状態で撮影されて、で、その被害に遭った部分箇所のことだけを映して判断できるような形のものが書類のほうになっていたんで、見る側のほうからしたら、とてもわかりやすかったですね。

司会者：その写真、例えば首なら首の部分の写真であったということですか。

裁判員等経験者 6：そうですね，体の部位の部分のみですね。

司会者：それは，写真を見るときは，事前に何か，これから写真を見ますからというアナウンスはあったんですか。

裁判員等経験者 6：はい。出廷する前に，事前に話は聞いていたんですけど，白黒やというのは確かに聞いていたんで，全てカラーでしたね。逆にカラーのほうがわかりやすかったんちゃうかということで，2日目の評議のときに話はしとったんですけど。モノクロじゃないよというのは，私から裁判長のほうに声はかけました。

司会者：5番さんのほうは殺人未遂ですけども，けがの写真とかはあったんでしょうか。

裁判員等経験者 5：ちょっと余り深く覚えていないんですけども，写真というか，診断記録のようなものがあつたのは覚えています。

司会者：証拠書類は一通り終わりました，今度は証人尋問とか，被告人質問，こういうものがわかりやすかったかどうか，これはいかがだったでしょうか。

1番さんは，争いのない事件だったので，どちらかというところと犯罪事実も聞かれたけれども，これからの話とか，反省とかそういうところが多かったでしょうか。

裁判員等経験者 1：そうですね。本人も反省していて，会社の方の，被告人に対する仕事の内容とか，会社に対する日々の行動，本当にその日はたまたまそういうお酒を挟んでもやもやした犯行だと，非常に周りの方の被告人弁護の話があつたと思います。

司会者：その質問の仕方とかは，何を聞きたいのかがわかる，ちゃんとそこはすぐわかるような質問の仕方をしていましたか。

裁判員等経験者 1：はい。

司会者：2番の方は，証人尋問とか被告人質問がわかりやすかったかどうかという点ではいかがでしょうか。

裁判員等経験者 2：わかりやすかったです。1番さん同様に，事実を認めて，被

告人の方も反省しておったので、もう謝罪のみで、それに尽きるというところでわかりやすかったです。

司会者：また、3番さんのところは大変だったかもしれませんが、争いのある事件だったということで、関係者の証人尋問、これは共謀したと言われている実行した人の証人尋問があったりしたわけですか。質問の仕方がわかりやすかったとか、わかりにくかったとか、そういう点ではいかがでしょうか。

裁判員等経験者3：質問の仕方はわかりやすかったです。ただ証人の方が、何ていうのかな、正直に答えているのかどうかというのがすごくわかりにくくて、それはこちらの見ている観点でしかないので、証人が被告人から追い詰められていたかというのを責められている感じとかはよくわかるんですけど、違う視点からももっと言ったほうが良かったんじゃないかなとか思ったりしました。

あと、証人が一人来られなかったので、予定されていた方が。その人の話も聞きたかったなどは思っていましたけど。

司会者：その方の尋問はもう完全になくなってしまったということですか。

裁判員等経験者3：そうですね、はい。

司会者：代わりに証拠の書類を読み上げたとか、そういうことはありましたか。

裁判員等経験者3：それは、なかったです。

司会者：なかったですか。被告人に対する質問もわかりやすかったでしょうか。

裁判員等経験者3：はい。わかりやすかったです。

司会者：4番さんの事件では、争いがやはりなかったということですが、質問内容とかはわかりやすかったでしょうか。

裁判員等経験者4：はい。非常にわかりやすかったです。淡々と、何度も同じことを検察の方が質問されているのには、ちょっと時間の無駄だなあというのを感じましたけど。

司会者：5番さんは、証人質問、被告人質問はわかりやすかったかどうかというのいかがですか。

裁判員等経験者5：これはともにわかりやすかったです。あと、外国人の方だっ

たので、ちょっと質問して、それがちょっと本当にわかっているのかなというところは、多々ありましたけれども、弁護士側も検察側も共に、聞く内容は整理してあってわかりやすかったと思います。

司会者：6番さん、いかがでしょう。

裁判員等経験者6：とてもわかりやすかったです。裁判長が動機に対して大分聞かれていたところがあったんですけど、証言台に立っている被告人はどうしても言いづらいところは黙秘しているところ、結構多かったので、逆に犯罪やってしまった側が、まず一番悪いから仕方ないんですけど、証言台であの場所で一人で立っている状態やから、後ろにも人いるし、記者の人もあるし、当然裁判の人もあるし、録音もしているし、やから、もう言葉に直してしゃべれない、もしくは言えない、言いづらい、本当は本心思っているけど証言台ではどうしても話すことができないというような内容のこととかは、文章で書いて、それを回して見るとか、何かやったほうがいいんじゃないかなと。結局黙秘したら黙秘のままで終わって、それが一体何なのかというのが全くわからないし、聞く側のほうとしても、結果として黙秘というふうな答えしか出てこないから、本心がわからないというのがあるんで、本来の趣旨やルールに違反しているかもしれないですけど、それでも何か文言なり、ものを書くなり、あとで話聞くとか、それは裁判やっている最中やからできないかもしれないですけど、何か一つ可能性を作って、話したくて話せないこともあるかもしれないので、そこはいうたら包み隠さずいうたらあれですけど、白日のもとに全部話してほしいなというのはありましたね。

司会者：それでは、前半証拠調べまでというところで伺いましたけど、ここまでのところで裁判官、検察官、弁護士の立場から何かお尋ねになりたいところありますでしょうか。

弁護士：先ほど4番さんのほうで、選任された場面についてお話しされた中で、事件が終わった後も事件について頭から離れなかったという御感想を述べられたと思うんですけども、差し支えなければ結構なんですけれども、頭から離

れないというのは、例えば被告人の姿であるとか、裁判、法廷で見た出来事であるとか、もしくはそうではなくて被告人が今後どうなっていくのかなというような将来的な予想とか想像であるのか、具体的にどのようなことが頭から離れなかったとおっしゃっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

裁判員等経験者 4：被告人が当時27歳ということで、私の息子の年齢に結構近いんですね。どうしても被告人の父親側のほうを考えてしまうことが多くて、裁判中もそちらを考えてしまう。それから、被害者の方も同じような年代なわけです。私は女の子を育ててはないので、ちょっとわからないんですけども、でも被害者の女性の親の立場にやっぱりなってしまって、事件のことを考えてしまうと。で、5個の事件があったので、その5通りのことをやっぱり考えてしまう。で、何でこの被告人を止められなかったんだろうという父親側の立場でどうしても考えてしまって、ずっと引きずってしまっています、いまだに。で、被告人はその後どうしたんだろう、この裁判は終わったんだろうか、終わってないんだろうか、また、控訴の申立てをされたのかどうなのかというのもよくわからないので、どうなったんだろうというのがずっと頭に残っています。

検察官：3番さんにちょっとお聞きしたいんですけど、証人尋問のところで、追い詰められて責められているのはわかったけれども、違う視点から聞いたほうが良かったとおっしゃったんですが、それはどういう御趣旨で、検察側のほうですか。それとも弁護士側からで、どういう観点のことなのかというのを教えていただければ。

裁判員等経験者 3：被告人が一番悪いというふうになっていて、私が違う視点から、この人は本当はもう少しいい人なんじゃないかという目線で見たくて考えていたので、弁護士さん側がもう少しいいアピールをしたら良かったんじゃないかとかそういう感じですかね。

＜休 憩＞

司会者：先ほど、6番さんがおっしゃった写真の話なんですけれども、どう

も被告人の写真はカラーで、御遺体の関係は白黒だったのではないかというお話だったんですか。御遺体がカラーだったんですか。

裁判員等経験者 6：カラーです。

司会者：そうなんですか。

裁判員等経験者 6：たしかその記憶が強いです。

司会者：わかりました。

それでは、今度証拠調べが終わって、一部、出てるんですけども、最後、もう一度、論告弁論ということで検察官や弁護人が最後にこの事件についてこういう証明がされたと思うと、特に検察官はこの事件についてこういう刑にするのが妥当だと考えるというような意見、弁護人も今回のケースで皆さん、執行猶予とかそういうような意見を述べてたことが多かったと思いますけれども、そういう意見を述べる場があったと思いますが、それがわかりやすく、説得的だったかどうかというところで、御感想を伺っていきたいと思うんですけども、論告とか弁論がわかりやすかったかどうかでいうところで、いかがでしょうか。

裁判員等経験者 4：非常にわかりやすかったです。1日目に被告人質問までですて、2日目の評議をする前に論告弁論をされて、私はうまく検察の方がされたなという印象を受けました。

裁判員等経験者 5：論告も弁論も冒頭の陳述でしたか、それとほとんどかわりなく検察側から始まって、非常にわかりやすく、その後に弁護士側のほうの弁論があったんですけども、それもちょっと偏りがあったんじゃないかなと思いました。

裁判員等経験者 6：どちらも書かれてたとおりの用意された文章のとおり進行していったので、非常にわかりやすかったです。

司会者：今のところ、褒め言葉が多いんですけども、何かもう少しの工夫とかそこもなかったですか。100点満点だったんですか。無理矢理、あらを探していただいて申し訳ないんですが。

裁判員等経験者 1：争点は執行猶予の点だけだったと思うので、そういう内容からすると、受ける側はそのまま入って行って受けとめたという。

弁護側も本当に執行猶予というような点でしか言われなかったもので、それで受けとめましたけれどもね。

裁判員等経験者 2：両方ともわかりやすかったんですけども、強いて言うならば、皆さんの話にあったように検察側の話はぐっと刺さるものがあるんですけども、弁護側の話は淡々としゃべってるだけで、ただ文章を読んでもるだけなので、だったらこの場は要らないんじゃないかみたいな、何かそういう感じはしましたね。

裁判員等経験者 3：話はよくわかって書類もあったので、それに目を通しながらの裁判で、刑も自分たちで評議したのと、検察側が提示した刑期とそう大差はなかったもので、良かったとは思ってます。

弁護人側の弁論というのが、もう少し強く、何て言ったらいいのか、もっとかばうような姿勢が見られたほうが、テレビ的にもそういうイメージだったので、実際に見たら少し弱いんだなという印象ですかね。

司会者：共謀というところが争点だったので、共謀について認められるんだという検察官の説得の仕方というかな、それはわかりやすかったでしょうか。

裁判員等経験者 3：はい。わかりやすかったです。

司会者：その後、評議というところにいくんですけども、評議の際に検察官が用意した論告のペーパーとか弁護人が用意したペーパーというのは、これは使われたのか、それは1回聞いて頭に入れて、後はそれから離れて議論したという感じなのか、そのあたりどんな感じだったでしょうか。

裁判員等経験者 4：書類としては、たしかいただいていたはずですが、余り使うことはなかったですね。みんな頭の中に入っていたと思います。

司会者：それは刑を決める際もそうでしたでしょうか。

裁判員等経験者 4：そうですね。

司会者：5番さんは評議の際に論告とか弁論の配られたペーパーとか見返された

りとかはありましたでしょうか。

裁判員等経験者 5：ちらっとは見返しはしてました。その後はホワイトボードに、わかりやすく裁判官の方が書いてこの順番で話を進めていきたいと思いますというふうな流れになっていました。

司会者：6番さんは検察官や弁護人がやった論告とか弁論のペーパーとか振り返ったりとか、そういうことがあったかどうか。

裁判員等経験者 6：そうですね。一応、ペーパーは見てやりましたね。犯罪内容と照らし合わせて量刑をどの程度にするのかというので、資料を見てやっていたんですけども、過去のデータで今回の事件はどうするという話やったので、やっぱりそういった犯罪履歴の中で、数字を決めるという形だけなのかなというのがあったので、改良というか、データも必要やと思うんですよ。裁判を開いてやってる中の、その証言台で話してる内容のことも含めて、量刑を考えてみたほうがいいんじゃないかなと。うちの裁判の場合は弁護人さんの発言もあったし、遺族側の人もおったんですけども、これって反映されてるのかなというのがあったので、結構そこは疑問に思いました。

司会者：評議のことはまた後で伺っていきたくと思いますけれども、論告とか弁論のペーパーを使って振り返ったかどうか、そのあたりはどんな感じだったでしょうか。

裁判員等経験者 1：振り返り、書類を見ながら、十分参考にしました。その時もう一度見直しました。

司会者：2番さんのところはどうかですか。

裁判員等経験者 2：確認の意味で見直したと思います。

司会者：3番さんのところは事実には争いがあったので、結構、例えば、共犯者の供述を信用できるのかどうかとか、そのあたりの議論をする際に検察官が用意したペーパーとか弁護人が用意したペーパーとか振り返ったりしましたでしょうか。

裁判員等経験者 3：はい。もちろん。何回も振り返り、確認しながら、みんなで

という感じでした。

司会者：というところで、今回は当事者の論告、弁論は比較的評判が良かったようです。

論告、弁論が終わりますと、評議という話になって、この後、評議の話になります。評議の秘密のところがあるので、なかなか全部はお話しいただけないかとは思いますが、まずは全体の時間の関係で、もう既に足りなかったという御意見も出たりしてますけれども、1番さんは時間は足りたということでしょうか。

裁判員等経験者1：はい。足りました。

司会者：議論は大いに盛り上がったんでしょうか。

裁判員等経験者1：はい。幅はそんなに広く分かれはしなかったんですけども、やはり個人的な意見が多少ございました。

司会者：2番さんのところは評議の時間というのはどうだったんでしょうか。

裁判員等経験者2：時間は十分に足りました。もう、既に示談が済んでおったので、もう答えは1つというか、はい。あっさり終わりました。

司会者：3番さんのところは例えば、感覚的で結構なんですけれども、要するに共謀が認められるかどうかというところと、刑を決めるというところはバランス的にはやっぱり共謀のほうが大変だったですか。そうでもなかったですか。

裁判員等経験者3：共謀のほうが大変。傷害も絡んでいたのも、たくさん人数がいたので、その関係性がどうなのかというところがいろいろで難しかったです。

司会者：表現を工夫していただいてありがとうございます。事件が複数あった、そういうときって結構量刑は難しかったりしますよね。そういうことですかね。4番さんのところはちょっと大変だったというところがあって、もう少し時間が欲しかったという感じでしょうかね。5番さんのところも。

裁判員等経験者5：そうですね。評議が一番時間が短く感じました。というのも、弁護側の証拠が余りなかったのも、証拠を見て判断するというところの余

地が残されていないような状況に感じられたような気がします。

その後は先ほどおっしゃったようにデータを見て、量刑を決めたので、ある意味、どういう流れで裁判を行っていくかというのが、あらかじめ何か決まってるのかなと思うぐらいだったと思います。

司会者：なるほど。6番さん、先ほどそういう決め方についての御意見というのはございましたですけど。

裁判員等経験者 6：まず、評議のときに介護のことは詳しくわからないから、民間の会社とかから、介護の仕事とかそういうビデオを見て、先にみんな勉強してから、最初のスタート位置に立ったほうがいいのと違うかなというのは思いました。

専門的な事件とか、専門的な職業というのが絡んだら、幾ら裁判長だろうが何だろうが、一人の人間なので、わからないから、そういうのは、もっと民間の会社に協力してもらってビデオとかのデータを裁判員の人がぱっと見られるような状況を作ったほうがいいなと思いました。評議の中では、そういうところがちょっと足りなかったかなと思いました。

司会者：今回はメインが量刑という事件が多かったということで、量刑の決め方について、最初に裁判官から説明は大体は共通にされてるということでしょうかね。

その中で、刑の基本がやったことに対する報いというところで、あと同じようなことをした人の刑が大きく違うと不公平なので過去の量刑データを参考にしましょうねという話とかも共通にされてるところなんですかね。

その前提の後で、具体的にどうするかという議論が十分だったのか足りなかったのかというところは、あったようです。

その中で先ほど来、御意見が出てるところで、それぞれのバックボーンを生かした御発言が結構出たりしたということです。お仕事なり、あるいは、家族の関係とかでそういう話が出たりとかはありますか。

裁判員等経験者 4：女性の方が裁判員の中にいらっしゃって、性犯罪の事件だっ

たので、痴漢についてのお話は参考になりました。

裁判員等経験者 5：被告人の方の年齢が近いという人が何人かいらっしやって、後はさらに親御さんの世代というのがいらっしやったので、それでバックボーンがあったのかなというのを感じました。

司会者：5番さんの場合は殺人未遂ということだったんですけれども、やっぱり被告人に近い、殺人未遂の犯人に近いということではないんですけれども、年齢層の方と上のほうの方と見方も違ったりすることもあったんですかね。

裁判員等経験者 5：そのとおりです。

司会者：あと、評議の進め方、既にもっとこうしたほうが良かったんじゃないかというような御意見もあったりしたんですけれども、他の方で、もう少し進行の仕方について配慮が欲しかったとか、休憩の取り方でもいいんですけれども、あるいは、もう少し自分で考える時間が欲しかったとか、何かそのあたりの評議のやり方について何か御感想のある方、いらっしやいますでしょうか。

裁判員等経験者 6：評議とか、この進行する説明とか全部裁判長がやっていたんですけれども、ほぼほぼ裁判長が進行して、司会をやるみたいな状態やったんで、大分負担が多いなというのは見えたので、もうちょっと分散してやってもいいかなとは思いましたね。

司会者：裁判官のところは誰がやってるとか、そういうのはありますか。

裁判官：事件にはよるんですけども、基本的には裁判長が司会をして、何か概念、法律の説明とか量刑ってどういう考え方で決めましょうかという基本的な説明を他の2人の裁判官が分担してやったりしてることもあります。

司会者：私はこの前やった事件では、事実認定に争いがあって、あとは刑を決める話があったので、役割分担をして事実認定のところは私が司会をやって、量刑のところは右陪席の裁判官が司会をしました。あと全体、事実関係の争いだとか、右陪席の裁判官が司会をしたりとかもあったりはするようですね。それぞれの工夫というところでやってるようです。

あと、評議の中で、他の人の御意見を聞いて、ああそういう考え方もあるの

かとか、そういうのも一つ今後自分にも、そのものじゃないですけども、いろんな見方があることがわかって良かったとか、そういうのは何かありますか。評議の中で他の人の意見を聞いてということですよ。

裁判員等経験者 1：事件がわいせつ事件だったので、やはり女性の観点が男性とは違うなというのは、感じました。

裁判員等経験者 4：自分の考えだけで頭の中で考えてましたけれども、いろんな人の意見を聞いてすごく良かったですね。こういうふうな見方があるんだというのはよくわかりました。

裁判員等経験者 6：うちのところは、司法修習生の方が5人ぐらいいらっしゃったんですけども、後ろで黙って聞いて勉強するという話だったんですけども、一緒に評議の中でも、同席していたので、部屋の中で。私個人としては、一人ずつというか、実際、一緒に裁判に法廷に出てるので、感想というか、意見を聞きたかったなというのはありました。

司会者：修習生には反応するなという指導を厳しくしておりまして、もし裁判員の方が影響されちゃうといけないということで、動くなど、首を縦に振ったり、横にふったりしてもいけないと、こういう指導をしております。結構つらいらしいんですけども、実は心の中では、「おお」とか、「えっ」という、裁判員の方が思った以上にいろんな活発な意見を述べられると、いろんな角度から意見を述べられるというので、非常に刺激を受けているというのを伺っています。

一通り御意見を伺ってきました。あと、今日もちょっと評議のところ、お話をいただくに当たっていろいろ秘密の部分があるので、言葉が濁ったりして、御苦勞をおかけしてるんですけども、裁判員が始まる時も、終わるときも、こういうことは話してはいけません、こういうことはいいですよという説明があったと思うんですけども、その説明というのはわかりやすかったか、あるいは、実際の場面で悩んじゃって、言っているのか悪いのか悩むような場面というのは、その後の生活の中にありますでしょうか。

余り話す気にならないですか。何か御経験ありますか。話していいのかなとか、迷ったとか。

裁判員等経験者 4：選任される前に守秘義務があるので、余り聞かないようにというふうに私の周りには話していました。その関係からか、終わってから誰も聞いてこない状態です。ですので、守秘義務は守れてるのかなとは思いますが、意外にみんな怖がって聞いてこないものですね、というのは言いたかったなとは思いました。

司会者：実はそういう声というのは結構ありまして、最近では、むしろ積極的にお話してくださいということを、最近ですので、お聞きになってないかもしれませんが、割と言うようになってまして、せっかくの御経験を周りの方にも守秘義務の範囲内でお話しいただきますと、むしろありがたいですということをお願いしたりすることもあるんですけども、それは聞かれていますか。

裁判員等経験者 1：会社にもう少し認識というかそういう制度で社員が選ばれたとき受け止めて、先ほど会社の方がそういうことおっしゃったんですけども、会社、企業側が少しこの制度の認識が薄く、私は現役終わって1社とパートの2社しか経験がないんですけども、退職先のところで総務部長がそういう話は初めてですということで、今の勤め先も初めてということで、企業側が少し認識が希薄な部分があるのかなという感じ方は今ありますね。

司会者：実はそういう声というのは、他の方からもいただいたりしてて、特に勤めの方が裁判員に選ばれて出やすいかどうかは、勤めてる会社のほうが協力してくれるかというところもかなりあるので、もっと会社側に働きかけるべきじゃないかという御意見は結構ありまして、裁判所のほうでもそのあたりもう少し何とかしようということでの検討はしてるところではございます。

裁判員等経験者 6：守秘義務って、裁判員であることの内容や裁判内容や個人的な情報のことに関して、SNSやツイッター、インターネットに出してはならないというのは、最初に説明をしていただいたんですけども、インターネットやテレビ、情報通信の映ってないところでの発言というのはどこまでが制限

なのかなという、個人と個人で話してもいいのか、それとも自分らの周りの者だけの制限なのかという、そこがちょっとわからなかったんです。

司会者：恐らく、裁判員に選任されて、裁判員という立場にいる間は、それを公にしてしまうと、外から接触される危険があるので、それはやめてくださいという御案内をしてたんだと思うんです。裁判員でいる間はおいでいただくのに必要な御家族だとか、職場の方はそれは差し支えありませんけれども、公にするのは避けてくださいということで御案内してると思います。終わった後は、裁判員であったことは、別に公にすることは差し支えなく、ただ、評議の秘密だけ守っていただくということになりますので、という仕切りで御説明しているところだと思うんですけれども。

裁判員等経験者 6：個人的なあれなんですけれども、私、趣味でバイクに乗ってるんですが、今度9月に福島の復興応援祭、最近毎年行ってるんですけれども、そこの福島原発で、アンケートというか、意見を聞きたいなと思って、メッセージボードを持って行って、実際、現場の声を聞きたいなと思ひまして、去年は復興応援で神戸から来ましたということで、話をしたら、それをユーチューブとかの動画で上がってるんですけれども。今年、9月7日にあるんですけれども、私、裁判員をしてますという発言はしたら危ないですよ。

司会者：裁判員を経験しましたということ自体は何の差し支えもないです。

裁判員等経験者 6：経験をしたということで、アンケートというか、意見を取りたいですというので、そういう活動というか、そういったことはやっても問題はないですか。

司会者：それ自体は特に制限はないと。守秘義務とかに反しなければですね。ということになるかと思ひます。

裁判員等経験者 6：はい。わかりました。ありがとうございます。

司会者：それでは、そろそろ法曹三者のほうから全体を通じて、お尋ねになりたい点があればと思ひますが、いかがでしょうか。

検察官：5番の方とかは検察官の立証活動が基本的にわかりやすい、弁護側が

よっと足りないんじゃないかということで、結論にも反映してるかなという気がしたんですけれども、特に、2番と4番、6番の方にお聞きしたいんですが、検察官の立証がおおむね好評だったというふうな趣旨の発言が多かったかと思うんですけれども、判決が、結構検察官の求刑と違うというのは、例えばどの辺に工夫をすれば良いかとか、どのような証拠があれば変わったのかとか、そんな点があれば教えていただきたいなと思います。

裁判員等経験者 2：これは証拠とかはないんですよ。しゃべる、言動の力強さとか、もう、被告人も罪を認めているので、何とか、執行猶予でお願いしますとかいう、力強さが全くなくて、文章で執行猶予お願いしますと、ぼそぼそというだけなんで、その辺で検察側とのパワーバランスが大分8対2ぐらいかなと思ったところでございます。

裁判員等経験者 6：データで見て量刑を判断するという形で新聞にも載ってたんですけれども、誘導とか、言葉の文字なので、どう受けとめるか人それぞれなんですけれども、データで見て量刑というのじゃなくて、データは参考というだけで、飽くまでその法廷で、検察、弁護人の話を聞いて、審理した内容と事件性の話の中で、決めるという量刑のデータのほうがいいなというのは感じたんですよ。というのは、今まで、何て言うんですか、裁判員がやる前とか、裁判でずっとやってきた量刑のデータだけじゃなくて、それはいうたら過去の数字だけの話やから、実際の今回あった事件に対して、懲役はどれぐらいにするとか、執行猶予は要るのかとか、実刑だけなのかとか、そういった判断でできるような枠組みとか、そういうのが欲しいです。なので裁判長からいうたら、実際こういう事件はこれぐらいの何年から何年ぐらいの懲役とか、執行猶予はこれぐらいあるかとか、そういう話は以前にあったからそれを見て参考には別にしないでほしいというふうにはやってほしいなというのは思いましたね。なので、裁判の内容の中を見て、事件の重さ、軽さというのを見て量刑を判断できるようになっていったらいいなというのは思ったんですけど。

裁判員等経験者 4：検察の方の資料は、本当にわかりやすくっていい資料だったん

ですけれども、結果、6番さん、最初におっしゃったように、データで決めるような、要は決め方の問題のところ、多分これ言えないと思うんですけれども、があつて、幾らきれいにいい資料をつくられても、余り反映されないんじゃないかなと私は思いました。

弁護士：2番さんが論告弁論についてのお話をされたときに、検察側の話はぐつと刺さったということをおっしゃっていたんですけれども、もし御記憶にあるのでしたら、どのような言葉ですとか、姿勢、態度が心に刺さったのかというのを御教示いただきたいと思います。

裁判員等経験者2：これは個人個人の差といたらそれまでなんですけれども、私のときの検察の人は、結論から「こうです。なぜならば」と熱い口調の大きな抑揚もあるんですね。言い方、ちょっとおかしいですけども、政治家のような弁論の上手なしゃべり方やったんですね。それに対して弁護側はただ、紙を読んでぼそぼそ、ぼそぼそというだけなので、何も伝わってこないという、その差だと思います。しゃべり方のテクニックかもしれませんね。

裁判官：今日、いろいろお話を伺ってなるほどなと思ったこと、あつたんですけれども、一つお伺いしたいのは、例えば評議でこういう話をするんだったら、事前に裁判所にこういう説明をしてほしかったとか、何かそういう裁判所のほうでやっておいてほしかったことや御要望があつたらお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

裁判員等経験者6：最初の趣旨説明とか、そういった基本的なマニュアルの内容の話は、全部ホワイトボードに書くか、それかA4の紙に書いて事前に個人の責任で読んでくださいというほうがもっと責任感があるし、わかりやすいのと違うかなと。そなんん適当にしか読まへんし、もしくは読んでこない人もおるかもしれないですが、読む人は読むし、見る人は見るし、そこの説明が物すごい時間をとってたから、そこは全部端折っていいんと違うかなと思うんです。事前に郵送で送った書類のとおり見てもらったらわかると思いますが、という文言ぐらいで終わると思うので、それを考えると、もうちょっと時間が割ける

のかなと思うんです。裁判長とか、司会をやる側のほうも、負担が減るんじゃないかなと思いました。

裁判員等経験者 5：評議の前なんですけれども、被告人の方に裁判員、裁判官ともに質問する機会があったと思うんです。質問してから、ある程度たって評議に移ったと思うんですけれども、その評議のときに、あれを聞いとけば良かったとか、これを聞いたら良かったなど、後になって出てくるが多々あったんですよ。それやったら、前段階でこういうふうな内容をもとに評議に移るのであらかじめこういう聞く内容を整理できるような態勢があったらありがたかったかなというふうには感じました。

司会者：他の方はよろしいですか。特にないですか。そうしましたら、報道の記者席のほうから質問があれば伺いますけれども、いかがでしょうか。

記者：4番さんの話の中で、実際にやってみたら、今も事件のことが頭を離れなくてというのは、4番さんが真剣に取り組まれた御経験から、今被告人はどうしてるかなとか、親御さんどうしてるかなとか、こういう犯罪がこれから起こらないためにはどうしたらいいのかなということを考えておられるんだと思うんですね。

先ほど、弁護士さんからの御質問に対して、今控訴の有無はどうなっているんだろうとか、その先のことが気になってらっしゃると思うんです。これは4番さんはその先のことは判決文とか、もらえたりとか、控訴の有無、裁判所に聞いてみたいなと思いますか。その辺、裁判員を経験した方が、4番さんだけの経験じゃなくて、こういうふうな先のことが気になる裁判員さんは多いだろうから、こういうふうな運用をしたほうがいいんじゃないのという御提言を含めて、ありましたらお願いします。

裁判員等経験者 4：可能であればなんですけれども、結果どうなったのかというのは、裁判員のほうに教えてほしいなというのは思いましたし、それは要望としても終わったときには書いてました。

記者：答えはありましたか。

裁判員等経験者 4：判決文はいただきました。それは判決は手元にはもちろんないですけども、判決の時間は立ち会ってましたので。

記者：ペーパーで持ち出しとかないですか。

裁判員等経験者 4：持ってないです。

記者：もらえるならもらいたいですか。

裁判員等経験者 4：いや。でも、ほぼ頭の中に入ってますので、忘れられないような状況です。

記者：ありがとうございます。よろしければ運用としては判決が欲しいという裁判員の方とか、今後、控訴の有無を知りたいとか、確定状況を知りたいとかという方にはどのような運用になってるんでしょうか。

司会者：控訴の有無については、お問い合わせいただければ、お答えするようになっていたと思います。

裁判員等経験者 4：その説明もいただきました。

司会者：そうですか。

裁判員等経験者 4：はい。そうです。聞いていただければお教えしますということだったんですが、わざわざ聞くほどのものかなというのはあります。

記者：質問、皆さん、お一人ずつお願いできたらと思います。2番さんが被告人が事件に関係ないところも含めていろいろ聞かれてるのを聞いて、自分自身襟を正して行動しないといけないというお話がありました。

裁判員を経験されて、4番さんだったら、自分が親の立場でとかという話もありました。6番さんもアンケートとか、今後考えてるとかおっしゃってましたが、裁判員を経験して実際、自分の生活とか何か生き方がこう変わったとかあったらお一人ずつ伺えないでしょうか。

裁判員等経験者 1：年齢も年齢で特に変わったことはないんですけども、私的なことをいえば、ちょっと家のことをするようになりました。これは特に裁判とは関係ないことでございますけれども。

裁判員等経験者 2：当然ながら、法に触れるだめなことはだめ、やったらいかん

ということで、当然もちろん裁判員をする前からそれはしないんですけども、特にそれは強く思うようになりましたね。

裁判員等経験者 3：特に変わったことはありません。自身の気持ちとしても。

裁判員等経験者 4：最初に話したとおり、私は抑止力になると思うのもっと社会にこの裁判というものを広報されるべきなんじゃないかというのはあります。

裁判員等経験者 5：私も3番さんと同じように余り変わりはないです。法に触れるとかそういうことも、今まで思いもしなかったので、ただ、犯罪をしたら、これだけの手続を踏んでこれだけの時間もかかって、なってるんだなというのは感じました。

裁判員等経験者 6：裁判員の今回裁判をやってから、さっき話した趣味のバイクを使って、たまたま福島の会津若松市のほうにある福島おんもしえ祭というのがあるんですけども、600人ぐらい人が集まっているんですけども、現地の人、日本全国からいろんな人が来るんですけども、そういったところでも、まだ福島原発の損害賠償の話とか、そこら辺の話も含めて裁判員をやった経験とか話をしたりとか、そういった活動がちょっとでも広がっていったらいいなというので、9月から本格的にやろうかなと考えています。

記者：今回の議事の中でも守秘義務のこと、お話、出てましたけれども、4番さん、おっしゃってましたけれども、みんな怖がって聞いてこないんですというお話があって、なかなか裁判員御自身の皆さんは説明があって、守秘義務はこの範囲だよと、裁判所もされてると思うんですが、実際、周りの方の反応というのは裁判員であったこと自体も言ったらだめなんじゃないのぐらいの認識の方もいらっしゃるって聞いていて、周りとのギャップとか、感じられた経験はありますか。もうちょっと実は経験を共有したいんだけど、しゃべりにくいか、自分自身も守秘義務がわかりにくいか感じていらっしゃる方、いらっしゃったら。4番さん、怖がって聞いてこないという現状をどんなふうに捉えていますか。

裁判員等経験者 4：裁判員に行く前は、裁判の内容、また教えてねと、それで飲みにいこうという話はよくあったんですが、さすがに4日間仕事を休んだら、みんな忘れてるのか、忙しかったのか、以降、飲みにいこうという話、あの裁判の話聞かせてねという飲み会はなかったんです。ですので、しゃべる機会もないという形です。

経験としては語りたいぐらいは語りたいですが、どうしても、いまだに頭から離れませんが、より鮮明に思い出してしまいますので、余り話はしたくないというのはあります。微妙なところですね。話したいけれども、話したくない。何かすごい混乱するような状況だとは思いますが。

裁判員等経験者 1：私も四十数年働いて退職した会社へこの経験も少し話してみようかなと思いつつ行ったんですけれども、反応は希薄でした。そしたら、一度時間作って、どんな話かだけでも聞かせてくれるかという答えをちょっとは期待していったんですけれども、ありませんでした。私も総務の仕事をしてましたので、そういうところは社員に話してもいいかなと思って、当然守秘義務のところはあれですけれども、と思っていきましたので、残念な気持ちで帰ってきました。その点から、広報の点を自分も現役だったら、もう少し受けとめたのか、ただ、これも経験したからこそ、今こういう言葉になるのか、実際、現役のときに、誰もいなければ素直にこういう発言ができたかどうかは、いささか立場が逆ですから、何ともちょっと。

裁判員等経験者 6：今、裁判員に選ばれる人は抽選でされてる状態やと思うんですけれども、辞退する人が多いという話を聞きまして、制度としてはまだないんですけれども、再度やってみたい、またやりたい、一度してみたいという人、積極的に採用するとか必要なんじゃないかなと思いました。

司会者：その点につきましては、この制度ができるときにいろいろ議論はされたんですけれども、その結果として無作為で要するにやりたいかやりたくないかじゃなくて、そういう両方の人を含めて機械的に公平にやったほうがいいというのが、法律でそういう形で決められたという経緯になってますので、そこだ

け御紹介させていただきます。

それでは、予定の時間になりましたので、今回の意見交換会は、これで終了させていただきます。

本当にいろいろな御意見，活発にいただきましてありがとうございました。今日，お話しいただいたところを参考にさせていただいて，生かしていきたいなど，このように考えております。

今後とも，機会がありましたら御発言いただいて，裁判員制度を世間に教えていただければこちらは大変ありがたいと思っています。本当にどうもありがとうございました。